

木更津工業高等専門学校自己点検・評価および外部評価と改善に関する実施細則

令和6年11月14日

細則第6号

(目的)

第1条 本細則は、学校教育法第109条第1項、木更津工業高等専門学校学則第1条の2第1項および第2項に基づき、自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえて適切に教育研究活動等の改善を継続的に行うため、木更津工業高等専門学校（以下、「本校」という。）が自ら行う点検および評価（以下、「自己点検・評価」という。）および外部評価の実施とそれに係る改善の手順に関して、必要な事項を定める。

(自己点検・評価)

第2条 本校の自己点検・評価のうち、学校教育法第109条第2項、第123条および学校教育法施行令第40条の規定により、7年以内ごとに受けることが義務付けられている文部科学大臣の認証を受けたものによる評価（以下、「機関別認証評価」という。）の全評価項目について行う5年1サイクルとなる自己点検・評価（以下、「5年1サイクル自己点検・評価」という。）は、次の各号により実施する。

- (1) 点検・評価委員会が自己点検・評価の総括を行う。
- (2) 点検・評価委員会は、機関別認証評価の全評価項目について、領域、基準、観点を考慮して点検・評価の項目を定め、5年1サイクルとなる実施計画を作成する。
- (3) 点検・評価委員会は、学内の関係委員会等に自己点検・評価を依頼し、依頼を受けた委員会等は定められた各項目に基づいて自己評価書および根拠資料を作成し、点検・評価委員会に提出しなければならない。
- (4) 点検・評価委員会は、関係委員会等から提出された自己評価書および根拠資料を取り纏め、評価を付して校長に報告する。
- (5) 校長は、改善の必要を認める際は、改善・検討指示書を運営協議会に提出し、運営協議会において対応委員会等を決定後、関係委員会等に対して改善および検討を指示することができる。
- (6) 改善および検討を指示された委員会等は、指定された期日までに改善・検討結果報告書を点検・評価委員会に提出しなければならない。
- (7) 点検・評価委員会は、提出された改善・検討結果報告書の内容を精査し、達成度に応じた評価を付して校長に報告する。
- (8) 校長は、継続した改善の必要を認める際は、継続改善・検討指示書を運営協議会に提出し、関係委員会等に対して更なる改善および検討を指示することができる。
- (9) その後の対応は、第2条第1項第6号以降と同様とする。
- (10) 自己点検・評価の実施体制図、および自己点検に当たって収集するデータ、資料については別に定める。

2 本校の自己点検・評価のうち、本校が育成すべき技術者像もしくは人材像、およびディプロ

マ、カリキュラム、アドミSSIONの各ポリシーに関する自己点検・評価は、次の各号により実施するものとする。

- (1) 点検・評価委員会が自己点検・評価の総括を行う。
- (2) 技術者像もしくは人材像に関する点検は、点検評価委員会で行わなければならない。
- (3) ディプロマ、カリキュラム、アドミSSIONの各ポリシーの点検は、教務委員会および専攻科委員会が行い、両委員会は点検結果を点検・評価委員会に報告しなければならない。
- (4) 点検・評価委員会は、提出された点検結果を精査し、委員会意見を付して校長に報告する。
- (5) 校長は改善の必要を認める際は、教務委員会もしくは専攻科委員会に対して、改善案の作成を指示することができる。
- (6) 改善案の作成を指示された委員会は、改善案を作成し、運営協議会に諮らなければならない。

3 本校の自己点検・評価のうち、各委員会もしくは部署ごとの自己点検・評価は、次の各号により実施するものとする。

- (1) 点検・評価委員会が自己点検・評価の総括を行う。
- (2) 別表1に記載された内部質保証に係る委員会は、各年度の終了時に当該年度当初の活動計画および前年度の課題に対する改善計画、当該年度の活動および改善結果、活動および改善結果に対する自己評価、および次年度の課題を記した活動報告・計画書を点検・評価委員会に提出しなければならない。
- (3) 点検・評価委員会は、提出された活動報告・計画書を精査し、委員会意見を付して校長に報告する。
- (4) 校長は改善の必要を認める際は、各委員会に対して改善を指示することができる。

4 関係者からの意見聴取については、以下の定めによる。

- (1) 本校は、自己点検・評価の実施に際して、関係者（教員、職員、在学生、卒業（修了）生、卒業（修了）から一定年数後の卒業（修了）生、保護者、中学校・地方公共団体・民間企業その他の関係者）から対面およびアンケート等により意見を聴取する。
- (2) 各委員会等が実施する関係者の参画する会議体やアンケートなど、意見聴取の実施時期・回数、実施主体、聴取項目や内容については、IR室が情報を取り纏め、情報の管理を行う。
- (3) アンケート等による意見聴取に関する必要な事項は別に定める。

（外部評価）

第3条 本校は、外部評価として運営諮問会議、および外部機関による評価を受審する。外部評価の受審は、次の各号により実施するものとする。

- (1) 外部評価に関する取り纏めは、点検・評価委員会が行う。
- (2) 点検・評価委員会は、学内の関係委員会等に自己点検を依頼し、依頼を受けた委員会等は依頼に基づいて自己点検書等および根拠資料等を作成し、点検・評価委員会に提出しなければならない。

(3) 点検・評価委員会は、関係委員会等から提出された自己点検書等および根拠資料等を取り纏め、外部評価を受審する。

(4) 外部評価による評価結果は、点検・評価委員会が取り纏め、点検・評価委員会としての意見を付して校長に報告する。校長は改善の必要を認める際は、第2条第1項第5号以降と同様の手順により改善および検討を指示することができる。

2 運営諮問会議は、本校運営諮問会議規則（平成27年10月8日規則第4号）に基づき実施するもので、学則第1条の2第2項に規定する本校の職員以外の者による検証に含めるものとする。

(その他の自己点検・評価)

第4条 点検・評価委員会は、上記の定めによらず随時本校の内部質保証システムに関する点検と評価を行い、改善の必要性を認める際には関係する委員会や部署に対して改善や検討を依頼することができる。

(改善・検討結果に対する評語)

第5条 改善・検討結果は、達成度に応じて次の標語により評価する。

標語	達成度
A	改善がなされた
B	改善は進んでいるが、さらなる改善が望ましい
C	改善が進んでおらず、早急な改善が必要である
—	検討の結果、改善を行わない合理的な理由があると認められる

(校長による特例)

第6条 校長は、この細則によらず、点検・評価委員会に対して点検および評価の実施を指示することができる。

2 校長は、如何なる評価結果によらず、委員会および部署に対して改善を指示することができる。

(自己点検・評価結果の公表)

第7条 学校教育法第109条第1項に基づき、点検・評価委員会は、5年1サイクル自己点検・評価の結果を本校における自己点検・評価として取り纏め、本校は、その性質上開示に適さないものを除き、自己点検・評価実施年度の翌年度6月末までにこれを公表する。

(基準等の見直し)

第8条 第2条第1項第2号に定める自己点検・評価の項目および実施計画は、社会の要請等を鑑み、必要に応じて適宜見直すものとする。

(雑則)

第9条 この細則に定めるもののほか、自己点検・評価に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この細則は、令和6年11月14日から施行する。

附 則

この細則は、令和7年11月20日から施行する。

別表1（第2条第3項関係）

木更津工業高等専門学校の内部質保証に関わる委員会等一覧

委員会等名	関係する内部質保証システムの内容
教育の内部質保証システム	
点検・評価委員会	内部質保証のシステム全体に関すること
I R室	関係者の意見聴取の取り纏めに関すること
広報・企画委員会	教育システムの公開に関すること
教育組織及び教員・教育支援者等	
点検・評価委員会	ファカルティ・ディベロップメントおよびスタッフ・ディベロップメントの推進に関すること
教育研究支援センター運営委員会	教育活動を支援又は補助する者の適切な配置と資質の向上に関すること
学習環境及び学生支援等	
学生委員会	学生に対する援助等に関する相談、助言、支援に関すること
学生相談室	特別な支援が必要と考えられる学生等への学習支援及び生活支援等に関すること
寮務委員会	学生寮の生活及び勉学の場としての整備に関すること
留学生支援委員会	留学生に関する学習支援及び生活支援等に関すること
施設整備・環境委員会	施設・設備の整備に関すること
安全衛生委員会	施設・設備の安全性についての配慮に関すること
図書館運営委員会	教育研究上必要な資料の整備に関すること
ネットワーク情報センター運営委員会	教育活動を展開する上で必要な施設・設備の整備のうち、情報ネットワークに関すること
キャリア支援室	キャリア教育の体制の整備に関すること
地域共同テクノセンター運営委員会	地域共同によるキャリア教育の体制の整備に関すること
財務基盤及び管理運営	
点検・評価委員会	スタッフ・ディベロップメントの推進に関すること
教育活動	
教務委員会	準学士課程の学生受け入れ及び教育全般に関すること
専攻科委員会	専攻科課程の学生受け入れ及び教育全般に関すること
国際交流センター運営委員会	海外で学習する機会の提供に関すること

木更津工業高等専門学校自己点検・評価および外部評価と改善に関する実施細則（令和6年11月14日 細則第6号）

付録1 木更津工業高等専門学校の内部質保証システム体制図

